

社会福祉法人船橋市社会福祉協議会寄附つき商品事業への協力に関する覚書

_____（以下「甲」という。）と社会福祉法人船橋市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、寄附つき商品事業（以下、「本事業」という。）に関して、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 甲は、本事業により得る収益の一部を、乙が実施する地域福祉の推進を目的とする事業（組織運営費を含む）に寄附するものとする。

（寄附つき商品の基準）

第2条 寄附つき商品は、乙の公共性、社会的信用等を損なうおそれがないものでなければならない。

2 寄附つき商品の内容又は寄附つき商品を企画・実施する企業等が、次の各号に該当する場合は、乙は寄附つき商品としない。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (3) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (4) 青少年保護又は消費者保護の観点から適切でないもの
- (5) その他乙の会長（以下、「会長」という。）が適当でないと認めるとき

（実施方法）

第3条 甲は、寄附つき商品企画書兼寄附申込書（別紙）に基づき、本事業を実施する。

2 前項の内容を変更する場合は、両者協議のうえ、新たに寄附つき商品企画書兼寄附申込書（別紙）を作成するものとする。

3 甲は、寄附金を乙の指定する口座に振込むものとし、振込手数料は甲が負担する。

4 甲は、本事業の実施にあたり、乙が所有するロゴマーク（例）を使用することができる。

5 甲は、乙が必要とする範囲で、寄附つき商品の販売状況について、情報を共有するものとする。

（有効期間）

第4条 この覚書の有効期間は、覚書の締結日から翌3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヵ月前までに甲、乙のいずれかから何らかの意思表示が無い場合は、この覚書の効力はその後1年を限りとして更新されるものとし、以後も同様とする。

(解除権、損害賠償)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、甲又は乙は、相手方に通知をしたうえで、本覚書を解除することができる。

(1) 甲又は乙の社会的信用を損なう問題等が発生したとき

(2) 第2条第1項及び第2項に該当することが判明したとき

2 前項の規定により本覚書が解除された場合、甲及び乙は、相手方に対して、解除に起因する損害賠償を請求しないものとする。

3 前項の規定は、甲または乙の故意または重過失によって本覚書が解除された場合には適用しない。

(秘密保持)

第6条 甲乙は本覚書の履行を通じて知りえる個人情報を含む全ての情報を秘密とし、国内の法規に従い適切な取扱いを行う。

2 前項の規定は、本覚書終了後も継続するものとする。

(協議)

第7条 本覚書に記載のない事項及び記載事項に疑義が生じた場合は、甲並びに乙の両者が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(覚書の保有)

第8条 以上を承認した証として、本書面を2通作成し、甲乙署名捺印の上、各々1通を保有する。

令和 年 月 日

甲) 住所

氏名

印

乙) 住所 千葉県船橋市本町2丁目7番8号

氏名 社会福祉法人 船橋市社会福祉協議会
会長 長谷川 かおる

印

(別紙)

寄附つき商品企画書 兼 寄附申込書

寄附つき商品・企画の名称	
寄附つき商品・企画の内容	
寄附つき商品・企画におけるロゴマーク等の使用方法	
開始予定	令和 年 月 日
終了予定	☐ 令和 年 月 日 ☐ 未定（期間が決まっていない場合）
寄付内容	☐ 売上（消費税込み）の %を寄付 ☐ 1つ売れるごとに 円を寄付 ☐ その他（ ）
寄附の使途	法人として地域福祉のために活用してください
善意の輪 掲載意向	ふなばし福祉 ☐ 可 ☐ 匿名 ☐ 不可 （広報紙） ホームページ ☐ 可 ☐ 匿名 ☐ 不可
感謝状	☐ 受理 ☐ 辞退 ※年度あたり5万円以上のご寄附をいただいた方に感謝状を贈呈させていただきます
寄附方法・ 回数等	☐ 毎月振込 （毎月末締め、翌月末までに振込み） ☐ 年1回振込 （毎年12月末締め、翌1月末までに振込み） ☐ その他（ ）

【振込先】

千葉銀行 船橋支店 1596015（銀行コード 0134 店番号 015）
社会福祉法人船橋市社会福祉協議会 会長 長谷川 かおる

ロゴマーク（例）

